

一宮市 SDGs パートナー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市 SDGs パートナー制度（以下「本制度」という。）を通じて、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）に関する活動をしている、又は関心を持っている企業・教育機関・団体等（以下「団体等」という。）を登録し、その取り組みを広く周知するとともに、登録した団体等の交流や連携を促し、各団体等のSDGsの達成及び一宮市域の課題解決に向けた取り組みの推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) パートナー 本制度の目的に賛同して登録された団体等をいう。
- (2) サポーター 本制度の活性化及びパートナーの支援に十分寄与できるものとして、登録された団体等をいう。

(運営)

第3条 本制度の運営は、一宮市、一宮商工会議所、尾西商工会及び木曽川商工会（以下「運営主体」という。）が共同で実施する。

- 2 運営主体及びサポーターは、それぞれ協力してパートナーのSDGsに関する活動を活性化させるための事業を企画し、パートナーの支援を行う。
- 3 本制度の事務を処理するため、事務局を一宮市に置く。
- 4 事務局の庶務は、総合政策部政策課が行う。

(パートナー及びサポーターの登録)

第4条 パートナー及びサポーターの登録は、事務局が行う。

(パートナーの登録要件)

第5条 パートナーの登録については、次に掲げる要件を満たす団体等とする。

- (1) 一宮市内でSDGsに関する活動をしている、又は関心を持っている団体等であること。
 - (2) 運営主体又は他のパートナーとともにSDGsの達成に向けた取り組みや普及啓発活動に取り組む意欲があること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、パートナーの対象外とする。
- (1) 法令に違反している団体等
 - (2) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年9月26日条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員が所属する団体等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、事務局が適当でないと認める団体等

(パートナーの申請)

第6条 パートナーへの登録を希望する団体等は、事務局にオンラインにより申請し、又は様式第1号「一宮市SDGsパートナー登録申請書」を提出するものとする。

2 事務局は、前項の申請を受けた場合において、内容を精査し、パートナーとして登録する。

3 事務局は、登録が決定したパートナーに、事務局が定めた登録証を交付するとともに、ロゴマークの使用を認める。

4 事務局は、パートナーへの登録を希望する団体等が、前条の規定に反しており、パートナーへの登録を許可できない場合、様式第2号「一宮市SDGsパートナー・サポーター不許可通知書」(以下「第2号通知書」という。)により通知しなければならない。

(サポーターの登録要件)

第7条 サポーターの登録については、第5条の規定を準用し、かつ、別に定める要件を満たす団体等とする。

(サポーターの申請)

第8条 サポーターへの登録を希望する団体等は、本制度の活性化に寄与できる取り組み及びパートナーに対する支援方法について、事務局にオンラインにより申請し、又は様式第3号「一宮市SDGsサポーター登録申請書」を提出し、提案しなければならない。

2 事務局は、前項の提案内容を踏まえ、本制度の活性化及びパートナーの支援に十分寄与できる団体等と判断した場合にサポーターとして登録する。なお、登録の際には、必要に応じてサポーターと覚書を締結する。

3 事務局は、登録が決定したサポーターに、事務局が定めた登録証を交付するとともに、ロゴマークの使用を認める。

4 事務局は、サポーターへの登録を希望する団体等が、前条の規定に反し、サポーターへの登録を許可できない場合、第2号通知書により通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第9条 パートナー及びサポーターの登録にかかる入会金及び年会費は無料とする。

(期間)

第10条 本制度並びにパートナー及びサポーターの登録期間は2031年3月31日までとする。

ただし、登録期間について短縮する旨の申し出があった場合は、事務局は登録期間を短縮することができる。

(活動状況の報告)

第11条 パートナーは、毎年、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「当該期間」という。)におけるSDGsに関する活動の状況等について、当該期間から1か月以内に事務局へオン

ラインにより報告し、又は様式第4号「一宮市 SDGs パートナー活動報告書」を提出しなければならない。ただし、当該期間内にパートナーの登録期間が終了する場合、登録期間終了後、直ちに報告しなければならない。

(パートナー及びサポーターの登録内容の変更)

第12条 パートナーは、第6条第1項にて申請した内容に変更が生じた場合、直ちに事務局へオンラインにより申請し、又は様式第5号「一宮市 SDGs パートナー変更申請書」を提出しなければならない。

2 サポーターは、第8条第1項にて申請した内容に変更が生じた場合、直ちに事務局へオンラインにより申請し、又は様式第6号「一宮市 SDGs サポーター変更申請書」を提出しなければならない。

(パートナー及びサポーターの登録取消)

第13条 事務局は、パートナー及びサポーターが次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) パートナー又はサポーターが登録の取り消しを求めるとき。

(2) 虚偽の申請により、登録を受けたことが判明したとき。

(3) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 解散等の理由により、SDGsに関する活動の継続が困難になったとき。

(5) 本制度の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局がパートナー又はサポーターとして適当でないと認めたとき。

2 パートナー又はサポーターが、前項第1号により、登録の取り消しを求める場合、事務局にオンラインにより申請し、又は様式第7号「一宮市 SDGs パートナー・サポーター登録取消申請書」を提出しなければならない。

3 事務局は、本条第1項により、登録を取り消す場合、様式第8号「一宮市 SDGs パートナー・サポーター登録取消通知書」により当該団体等に通知しなければならない。

4 前項により、登録を取り消された団体等は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。